伊東市立夜間救急医療センターLED照明設備賃貸借業務（照明機器更新及び設置工事含む。）に関する契約書

伊東市（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、乙所有に係る下記契約要綱記載の照明器具（以下「器具」という。）の賃貸借に関し、次の契約要綱及び契約条項によって契約を締結する。

契　約　要　綱

１　件　　名　　照明器具等賃貸借（内訳は別紙「伊東市立夜間救急医療センターLED照明設備賃貸借契約　仕様書」のとおり）

２　数　　量　　一式

３　賃貸借期間　　令和８年　月　日から令和１９年１月３１日まで

なお、上記期間のうち、令和８年　月　日から令和９年１月３１日までは工事期間とし、令和９年２月１日から令和１９年１月３１日（１２０か月間）までは賃貸借期間とする。

４　賃　貸　料　　総額　　円（消費税及び地方消費税を含む。）

（内訳）月額　　円（消費税及び地方消費税を含む。）

※LED照明器具については、賃貸借期間満了後は甲へ無償譲渡とする。

５　設置場所　　伊東市立夜間救急医療センター指定の場所

６　契約保証金　　免除

契　約　条　項

（契約の目的）

第１条　乙は、契約要綱記載の器具を指定する場所に設置（必要な更新工事を含む。）し、甲に契約要綱記載の賃貸借期間中賃貸することを約し、甲は当該器具を賃借し、契約要綱記載の賃貸料を支払うことを約定する。

（所有権）

第２条　器具の所有権は乙に帰属する。

（善管義務）

第３条　甲は、器具を本来の用法に従い、その通常の業務のため善良な管理者の注意をもって使用する。

２　乙は、器具に乙所定の様式により乙の所有に属する旨の標識を付すものとし、甲は器具をいかなる場合においても他の権利の目的物として使用することはできない。

（賃貸料の額等）

第４条　器具の賃貸料は、保守料を含め契約要綱記載の金額とする。

２　乙は、毎月の賃貸料を当該使用月の翌月の初めに請求し、甲は乙から適法な請求書を受理した日から３０日以内に当該賃貸料を支払うものとする。

３　甲は、その責めに帰すべき理由により前項の期間内に賃貸料を支払わないときは、乙に対し、支払金額に年３．０％の割合を乗じて得た金額を遅延利息として支払うものとする。ただし、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定に基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改定された場合は、当該改正後の率とする。

４　照明器具に係る賃貸料の支払いは、当該機器の賃貸借期間満了をもって終了する。

（機器の保守）

第５条　乙は、照明器具について、半年ごとに定期清掃及び報告書の作成（以下「保守業務」という。）を実施し、その費用を負担するものとする。

２　前項に定める保守業務の範囲には、器具の故障、破損その他不具合に係る修理、部品交換又は更新工事は含まないものとする。

３　器具の故障、破損その他不具合により修理、部品交換又は更新工事が必要となった場合の費用は、甲の負担とする。ただし、乙の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

４　乙は、第１項の保守業務を第三者に委託することができる。

５　甲は、器具の保守管理に必要な電力料を負担するものとする。

（器具の構成変更、改造）

第６条　器具の構成の変更又は改造については、甲はあらかじめ書面により乙の承諾を得るものとする。

（保険）

第７条　乙は、器具について乙の負担において損害保険を付保するものとする。

（損害賠償）

第８条　器具の滅失又は破損等について、通常の使用による場合を除き、その損害は甲が負担するものとする。

（立入権及び秘密保持）

第９条　乙は、器具の管理及び保守のため設置場所に立ち入る場合は、あらかじめ甲の承認を得るものとする。

（契約の解除等）

第１０条　甲又は乙は、相手方が契約に違反した場合は、この契約を解除することができる。

２　この契約は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の３の規定による長期継続契約であるため、翌年度以降において歳入歳出予算に減額又は削除があった場合は、甲は契約を変更又は解除することができる。

（権利義務の譲渡禁止）

第１１条　乙は、この契約から生じる権利義務を第三者に譲渡してはならない。

（物件の譲渡）

第１２条　乙は、それぞれの器具の賃貸借期間満了後、当該器具を無償で甲に譲渡するもの

とする。

２　前項の規定により譲渡された器具の所有権は、それぞれの賃貸借期間満了時に乙から甲に移転するものとする。

３　前２項の譲渡に係る費用は、乙の負担とする。

（中途解約の制限）

第１３条　本契約は、第１０条及び次条に規定する場合を除き、契約期間中に解約することができない。

（暴力団の排除）

第１４条　乙は、この契約による業務を処理するに当たり、暴力団排除のため別添に掲げる事項を遵守しなければならない。

（契約外事項）

第１５条　この契約に定めのない事項は、甲乙協議して定める。

上記の契約の成立を証するため、この契約書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

令和　　年　　月　　日

甲　　伊東市大原二丁目１番１号
伊東市長　杉本　憲也

乙